

株券喪失登録情報等照会システムの利用に関する細則

この細則は、株券喪失登録情報等照会システムの情報提供及び利用に関する規則第 13 条及び第 22 条に基づき、照会システムの利用に関する細則を定める。

(利用申請)

- 第 1 条 機構が運営する照会システムを利用しようとする者は、所定の利用申請書を機構に提出し、その承認を得なければならない。
- 2 機構は、前項の承認に際し、申請者の利用目的等が適当でないと認められる場合には、照会システムの利用に係る申請を承認しないことができる。

(利用者に対する通知)

- 第 2 条 照会システムに関して機構が行う機構と契約を締結した利用者に対する通知(照会システムによる回答は除く。以下「通知」について同じ。)は、株式会社東京証券取引所が運用する東証WAN と称する電子情報処理組織を利用したものであって、機構が参加者及び参加者口座簿に記載された質権者のために運用する保振サイトに掲示する機構報、参加者通知、当該利用者への文書若しくはファクシミリによる通知又は電子メール等の電子的な方法による通知によって行うものとする。

(照会可能日等)

- 第 3 条 照会システムにおける機構が行う機構と契約を締結した利用者の照会可能日は、機構の休業日以外の日とする。
- 2 照会システムにおける機構が行う機構と契約を締結した利用者の照会可能時間は、照会可能日の午前 8 時から午後 6 時 30 分までとする。
- 3 機構は、機構が行う機構と契約を締結した利用者の照会可能日又は照会可能時間をあらかじめ通知することにより変更することができる。

(照会システム利用料の支払方法等)

- 第 4 条 機構が行う機構と契約を締結した利用者は、機構の定める株券喪失登録情報等照会システム利用料の支払基準及び支払方法により、照会システム利用料を機構に支払うものとする。
- 2 機構は、必要があると認める場合は、照会システム利用料の支払基準及び支払方法を改定することができる。この場合において機構は、改定の内容をあらかじめ機構が行う機構と契約を締結した利用者へ通知するものとする。
- 3 機構が行う機構と契約を締結した利用者が利用料の支払いを遅延した場合には、当該利用者は、支払期限の翌日から起算して支払日までの間、未払いの照会システム利用料に対して

年6分で計算した金額を遅延損害金として機構に支払うものとする。

- 4 機構の参加者以外の機構と契約を締結した利用者は、照会システムを利用するに当たり、機構が指定する届出書等所定の書面を提出しなければならない。

(利用上の注意)

第5条 機構が行う機構と契約を締結した利用者は、機構が照会業務を行うに当たり、機構が用意する通信設備及び電子計算機その他の機器並びにソフトウェア等の処理能力の制限その他の事由により照会システムの利用に関し、不具合が生じることがあることを承知したうえで照会を行うものとする。

- 2 機構が行う機構と契約を締結した利用者は、利用者が機構の照会システムを利用して株券喪失登録情報等を照会するに当たり、当該利用者が用意する通信設備、電子機器及びソフトウェア等を正常に稼動するよう維持するものとする。
- 3 機構と契約を締結した利用者は、所在地又は電話連絡先その他利用申請書により届け出た内容を変更した場合は、速やかに機構に対して連絡するものとする。